

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来医師過多区域に係る候補区域の公表について

医療法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 87 号)による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 18 の 6 に基づく外来医師過多区域に関する対応については、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等（外来医師過多区域に係る無床診療所の開設（医療法）関係）について」（医政発 0319 第 20 号令和 8 年 3 月 19 日付け医政局長通知）により、その趣旨及び主な内容についてお示ししたところです。

今般、外来医師過多区域の基準に該当する二次医療圏を、別添のとおり、国が提示する外来医師過多区域の候補区域とし、当該区域の一覧を厚生労働省ホームページに掲載いたしましたので、お知らせいたします。外来医師過多区域の候補区域がある都道府県におかれましては、当該区域の検討及び指定を進めていただくとともに、関係者等に周知いただき、本制度の普及に繋げていただきますようお願いいたします。

○外来医師過多区域の候補区域一覧（厚生労働省 HP）

[外来医療 | 厚生労働省](#)

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来・在宅医療対策室

03－5253－1111（内線 4455）

E-mail gairai-zaitaku@mhlw.go.jp

(別添)

### 外来医師過多区域の候補区域一覧

外来医師過多区域の基準については、地域の人口と診療所医師数等を踏まえた外来医師偏在指標に加え、外来医療へのアクセスの観点から可住地面積当たりの診療所数も考慮することとします。

具体的には、

- ・ 外来医師偏在指標について、「全国平均値＋標準偏差の 1.5 倍」以上かつ
  - ・ 可住地面積あたり診療所数が上位 10%以上
- を基準とし、当該基準に該当する以下の 9 箇所の二次医療圏を、国が提示する外来医師過多区域の候補区域とすることとします。

| 都道府県 | 二次医療圏名 | 該当市区町村              |
|------|--------|---------------------|
| 東京都  | 区中央部   | 千代田区、中央区、港区、文京区、台東区 |
| 東京都  | 区西部    | 新宿区、中野区、杉並区         |
| 東京都  | 区西南部   | 目黒区、世田谷区、渋谷区        |
| 京都府  | 京都・乙訓  | 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町   |
| 大阪府  | 大阪市    | 大阪市                 |
| 福岡県  | 福岡・糸島  | 福岡市、糸島市             |
| 東京都  | 区南部    | 品川区、大田区             |
| 東京都  | 区西北部   | 豊島区、北区、板橋区、練馬区      |
| 兵庫県  | 神戸     | 神戸市                 |

外来医師過多区域については、厚生労働省令で定める基準によって候補となる二次医療圏のうち、都道府県において、外来医師が特に多い地域を指定するものであり、候補となる二次医療圏の中に、人口あたり医師数や可住地面積あたり診療所数等が特に高い市区町村や地区がある場合には、当該市区町村や当該地区を指定することも考えられます。